

船舶戦争保険航路定限

(令和4年4月20日改正)

1. 一般世界水域。ただし、次に掲げる水域（以下「除外水域」という。）を除く。

(A)Nigeria

(B)Benin

(C)Togo

(D)Gulf of Guinea

(a) Togo の海岸線上北緯 6 度 6 分 45 秒、東経 1 度 12 分から南緯 0 度 40 分、東経 3 度まで引いた線（の東側）

(b) 南緯 0 度 40 分、東経 3 度から Gabon の Cape Lopez Peninsula 南緯 0 度 40 分、東経 8 度 42 分まで引いた線（の北側）

に囲まれた水域に限る。

ただし、沿岸から 30 海里以上離れて同水域を通過する場合であり、かつ諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降またはそれに類する行為を一切行わない場合を除く。

(E)Somalia

(F)Syria

(G)Iraq

Al Basra (Mina al Bakr) 、Khor al-Amaya、および同国沿岸から 12 海里を超えて 50 海里までの水域（他国の領海であると国際的に認定されている水域を除く。）に所在する Iraqi offshore oil terminal への航行を含む。

(H)(a) Saudi Arabia (Gulf coast)

(b) Saudi Arabia (Red Sea coast) excluding transits

紅海沿岸について、同国が自国の領海と主張する水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等が行われない場合は一般世界水域の取扱いとする。

(I)Israel

(J)Lebanon

(K)Yemen

ただし、同国が自国の領海と主張する水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

(L)Eritrea

北緯 15 度以南に限る。

(M)Indian Ocean

Indian Ocean とは以下の水域をいう。

Indian Ocean、Gulf of Aden、Southern Red Sea

ただし、

(a) Red Sea内の北緯15度線（の南側）

(b) 北緯16度38.5分、東経53度6.5分（イエメン国境）から北緯14度55分、東経53度50分まで引いた線（の西側）

(c) 北緯14度55分、東経53度50分から北緯10度48分、東経60度15分および南緯6度45分、東経48度45分まで引いた線（の西側）

(d) 南緯1度40分、東経41度34分（ソマリア国境）から南緯6度45分、東経48度45分まで引いた線（の北東側）

に囲まれた水域に限り、かつ別段の定めがある場合を除き、隣接諸国沿岸から 12 海里までの水域を除く。

(N)Venezuela

同国沿岸から 200 海里までの排他的經濟水域に所在する全ての offshore installations を含む。

ただし、

(i) Venezuela の所有に属さない島嶼、保護領、または国の領海（沿岸から 12 海里までの水域）に所在する installations を含まない。

(ii) 同水域を通過する場合であり、かつ当該水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

(O)Iran

(P)Libya

(Q)Pakistan

(R)Oman- Musandam Governorate only

(S)Persian or Arabian Gulf and adjacent waters

オマーン湾を含む、北緯 22 度 42.5 分、東経 59 度 54.5 分（Cape al-Hadd, Oman）から北緯 25 度 10.5 分、東経 61 度 37.5 分（イラン・パキスタン国境）まで引いた線（の西側）、かつ別段の定めがある場合を除き、隣接諸国沿岸から 12 海里までの水域を除く。

(T)United Arab Emirates

(U)Cabo Delgado (Northern area of Mozambique and Southern area of Tanzania)

モザンビークおよびタンザニアの沿岸から 50 海里までの以下(a)(b)に囲まれた水域。

(a) 南緯 10 度 19.6 分 (Mnazi Bay), 東経 40 度 18.9 分から南緯 9 度 50.7 分、東経 41 度 7.6 分まで引いた線

(b) 南緯 13 度 30 分 (Baía do Lúrio), 東経 40 度 31.6 分から南緯 13 度 30 分、東経 41 度 28.8 分まで引いた線

(V)Europe

(i) Sea of Azov and Black Sea waters (以下(a)(b)(c)(d)(e)の順を辿り引かれる線の北側に囲まれた水域)。

(a) 北緯 45 度 10.858 分、東経 29 度 45.929 分（ウクライナ・ルーマニア国境）から北緯 45 度 11.235 分、東経 29 度 51.140 分まで

(b) 次に北緯 45 度 11.474 分、東経 29 度 59.563 分を通り、北緯 45 度 5.354 分、東経 30 度 2.408 分まで

(c) 次に北緯 44 度 46.625 分、東経 30 度 58.722 分を通り、北緯 44 度 44.244 分、東経 31 度 10.497 分まで

(d) 次に北緯 44 度 2.877 分、東経 31 度 24.602 分を通り、北緯 43 度 27.091 分、東経 31 度 19.954 分まで

(e) 次に北緯 43 度 23.126 分、東経 40 度 0.599 分まで

(ii) ウクライナの内水全域

(iii) 以下の地域のロシアの内水

(a) クリミア半島

(b) ドン川（アゾフ海から東経 41 度の垂直線まで）

(c) ドネツ川（ドン川からウクライナ国境まで）

(iv) 北緯 52 度 30 分以南のベラルーシの内水全域

(W) Russia

ロシアが主権を主張している千島列島の一部を含む。ただし、宗谷海峡および千島列島周辺で同国が自国の主権を主張する諸島の 12 浬以内の水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

2. 前項に掲げる除外水域のうち、国名で規定されている除外水域については、前項に別段の定めがある場合を除き、沿岸から 12 海里までの水域を含むものとする。港名 (ports)、地名または沿岸名で規定されている除外水域については、前項に別段の定めがある場合を除き、沿岸から 12 海里までの隣接水域、ハーバー (harbours)、および沖合い施設 (offshore installations) を含むものとする。